

令和8年4月1日

令和8年度 輸送の安全に係る情報公開

士別軌道株式会社

代表取締役 井口 裕史

当社は、運輸安全マネジメント制度に基づく取組状況、基本方針、輸送の安全に関する目標、実績等について、以下の通り公表致します。

1. 安全マネジメントの実施に当たって（別紙において公表しております）

2. 安全統括管理者 取締役経営管理部長（統括運行管理者） 大内 紀幸

3. 令和8年度 安全に関する基本方針（別紙において公表しております）

4. 令和8年度 安全重点施策

安全運行を維持、強化していくためには、法令を遵守した基本に忠実な運転動作の徹底であり、以下の重点施策について継続的かつ問題意識を持って、鋭意取組んで参ります。

- (1) 経営トップによる安全運行状況に対する P・D・C・A の積極的な行動
- (2) 運行管理者による対面点呼時の必要かつ実効性の高い運転士毎の指導、教育、確認の実施
- (3) 役員、幹部は、毎月1回及び必要に応じて「幹部会議」を開催し、安全運行上の課題、改善点について迅速な改善を実施
- (4) 主な指導、教育等の実施
 - ①年2回の安全講習会の開催により、安全方針、基本動作等安全運行のポイントを継続的に指導
・・・参加型講習としてグループ討議による発表を実施
 - ②デジタルタコグラフを活用した教育、指導の徹底（貸切業務 スピード、急発進、アイドリング等）
～貸切選任含む全運転士に対する日常指導並びに年1回の集合研修
 - ③ドライブレコーダーの映像を活用した全運転士への教育、指導の強化（スピード、右左折時徐行及び安全確認、車内事故防止の安全確認、車間距離等）
～年4回の集合研修並びに全運転士に対する個別指導
 - ④ヒヤリ・ハット情報等の報告、収集と分析内容を活用した事故防止策の指導
 - ⑤社内報の毎月の発行による、国土交通省メールマガジン及び自社、他社の事故情報の内容、分析と事故防止策の周知、指導等
 - ⑥経営トップ自ら運転士、運行管理部門に対する通達文書の適時発出による、迅速かつ詳細な改善指導
 - ⑦法令基準以上のサイクルによる適性診断の実施と診断結果に基づく適切な指導
 - ⑧法令基準以上のサイクルによる初任運転士、特定運転士に対する適切な対面指導、実技指導、座学

等の実施

- ⑨訓練運行指導者制度による経験の浅い貸切選任運転士への積極的な訓練運行の実施により、安全運行技術の向上に継続して取り組む。また、訓練運行指導者に指名した運行管理者、運転士から年1回4月に経営幹部がヒアリングを行い、運行安全上の課題の提起と改善の継続的な実施。
- (5) 法令に準拠した当社点検基準に基づく、適正な点検、整備の実施、大型自動車定期点検整備、脱輪防止確認の徹底
- (6) 貸切バス予防整備ガイドラインに基づく「整備サイクル表（点検・交換基準）」の活用徹底
- (7) 内部監査の強化と、監査結果によるマネジメントレビュー会議の開催による、実効性の高いP・D・C・Aサイクルの実施
- (8) 運転士の健康管理強化
 - ①定期健康診断結果の事後管理強化と専門医療機関への健康指導推奨
 - ②「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル（国土交通省）」対応推進
 - ・睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査の受診、事後対応
 - ・脳血管疾患対策としての脳MRI健診の受診、事後対応
 - ・視野障害対策として眼科検診（視力、眼底、眼圧検査）の受診、事後対応
 - ・心臓疾患・大血管疾患対策に対応出来る地域の医療機関確保（継続的取組）
 - ③コロナ後の感染対策として、対面点呼による体調、発熱、倦怠感、呼吸等の確認及びマスク、手袋の着用推奨、車内換気の徹底、感染リスクを抑えた日常行動の推奨
 - ④「バス運転者の改善基準告示改正（2024年度～）」における拘束時間、運転時間等の遵守及び管理強化による過労運転防止の取組み推進
 - ⑤法令基準以上の当社の「交替運転者の配置基準」の適用推進
 - ⑥メンタルヘルス対策の実施（ストレスチェックによる精神的、肉体的疲労等の把握と専門医療機関受診、有給休暇取得の推奨等）
 - ⑦必要に応じて経営幹部による運転士等への個別ヒアリング、専門医療機関受診推奨の実施

5. 輸送の安全に関する令和6年度目標の達成状況（路線バス、貸切バス、その他）

(1) 事故発生の結果・・・詳しくは別表「令和7年度事故一覧」をご覧ください。

①人身事故	目標	0件	結果	0件	⇒達成
②物損事故（有責事故）	目標	0件	結果	4件（自責3件）	⇒未達成
③自損事故	目標	0件	結果	4件	⇒未達成

(2) 事故の分類

・年度の事故発生件数	10件	（	路線	6件	貸切	4件	その他	0件	）
（有責・他責の区分）			①有責事故（うち4件自損事故）					7件	
			②他責事故					1件	
			③車両故障事故（運行不能）					2件	

※有責事故7件のうち物損事故は貸切2件、乗合1件、自損事故は貸切1件、路線3件。

(人身・車内人身・物損・故障の区分) ①人身事故 0件 ②物損事故 4件 ③自損事故 4件
④車内事故 0件 ⑤車両故障事故 2件 (自走不能)

(重大事故、軽微事故の区分) ①重大事故 (24時間以内報告義務) 0件
②重大事故 (30日以内報告義務) 2件
③軽微事故 8件

※自動車事故報告規則により、旅客自動車運送事業者において「自動車事故報告書の提出が30日以内に必要重大事故」15項目の中に、⑪自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったもの、とあり、上記②重大事故(30日以内報告義務)2件の内訳は、乗合1件、貸切1件であります。いずれも乗客、乗員にケガはなく旭川運輸支局に速やかに事故報告書を提出しております。

※死傷事故、酒気帯び等運転、車両の転覆・火災等社会的影響が大きいものは「事故の速報」に該当し、事故の発生から24時間以内に出来る限り速やかに国土交通大臣への報告義務があります。令和7年度も弊社での発生はございません。

※相手方がいる事故は物損2件、うち1件で弊社の過失割合が10(相手0)でした。

(3) アルコールチェックによる検知

目標 0件 結果 0件 ⇒達成

(4) 項目別

①運転記録証明の毎年度取得による安全運転啓発 ⇒達成

※全運転士のうち2名が、軽微な違反を起こしており、業務中の違反ではなく、自家用車でのものでした。前年度まで7年連続の優秀安全運転事業所の受賞でありました。大変残念であります。今後も継続して無事故・無違反啓発に努めて参ります。

②法令基準以上の当社基準による適性診断等の実施とその判定に基づく指導、教育の実施 ⇒達成

③安全講習会の実施(年2回 5月、12月 全運転士参加)・・・グループ分け参加型講習 ⇒達成

④ドライブレコーダーを活用した講習会の開催(四半期毎 全運転士)、個別指導の実施 ⇒達成

※これ以外に路線、貸切含めた全運転士に対して個別指導を実施しました。必要に応じて同じ運転士に複数回の指導を行っております。

⑤デジタルタコグラフの内容分析と指導基準に基づく個別指導の強化(貸切運転士) ⇒達成

※日常指導に加え、貸切選任運転士対象に講習会を実施しました。ドライブレコーダー指導とともに継続して行くことで、運行速度の抑制等安全性向上の効果が出ております。

- ⑥「危険度認識度チェック」の全運転士実施と結果に基づく個別指導の実施 ⇒達成
- ⑦全運転士健康診断の実施(貸切選任運転士は年2回)と、事後の健康管理の強化(要再検査の徹底、適切な事後管理の実施) ⇒達成
- ⑧自動車運送事業者における「心臓疾患・大血管疾患ガイドライン」に対応するため、当該地域の医療機関において、定期健康診断の結果等で医師から必要なスクリーニング検査を推奨していただける先の確保に向けて行動する。 ⇒未達成
 ※現在当社が依頼している定期健康診断の地域医療機関では、スクリーニング検査の推奨が不可能であり、地域医療の限界を感じております。引き続き、対応していただける医療機関を探して参ります。
- ⑨メンタルヘルスの実施 ⇒達成
 ※当面、自社対応で、必要に応じて社長、幹部がヒアリングを行うこととしております。
- ⑩薬物検査の実施(全運転士) ⇒達成
 ※全運転士から薬物の検出はありませんでした。
- ⑪脳血管疾患検査(頭部MRI)の実施(2年サイクルで全運転士実施) ⇒達成
 ※頭部MRIで「要再検査」となった者に対して専門医療機関で再検査を推奨、結果は「異状なし」でありました。
- ⑫視野障害対策として眼科検診(視力、眼底、眼圧検査)の受診(2年サイクルで全運転士受診) ⇒達成
- ⑬運行業務中の無違反厳守 ⇒達成
 ※運転士全員が無違反でした。
- ⑭シートベルト着用案内の徹底 ⇒達成
- ⑮バス乗降時の乗客の安全確認の徹底と車内事故防止対策徹底 ⇒達成
- ⑯ヒヤリハット情報の収集、分析と指導 ⇒達成
- ⑰訓練運行指導者制度による貸切実技訓練の強化及び経営幹部・メンバーによる年1回4月の改善検討会の実施 ⇒達成
 ※年1回、訓練運行指導者と検討会を行い、経験の浅い貸切選任運転士の技術向上に向けて議論を行いました。令和7年度の経験の浅い貸切選任運転士の訓練運行の対象はおりませんでした。
- ⑱ポストコロナにおける感染防止対策の徹底による社内感染発生防止 ⇒達成
 ※コロナ、インフルエンザの感染者は出ませんでした。
- ⑲バス運転者の改善基準告示改正(2024年度～)に対する拘束時間、運転時間等管理強化による過労運転防止の取組み ⇒達成

6. 自動車事故に関する統計(重大事故件数)～自動車事故報告規則第2条に規定する統計(総件数及び累計別の事故件数)

「 令和7年度において、当社で該当事故の発生は2件ありました 」

*同規則第2条第11項 「自動車の装置の故障により自動車が運行できなくなったもの」に対し、乗合1件、貸切で1件発生致しました。適切に、旭川運輸支局を通して国土交通大臣へ報告を行っております(30日以内の報告義務)。これに対しての、行政処分等はありません。詳しくは、5.(2)

事故の分類を参照下さい。

7. 内部監査の結果とそれに基づく改善を要する事項、改善を行った事項

弊社は「内部監査規程」に基づき、毎年度「監査実施計画」を策定、①経営トップ②安全統括管理者③貸切運行部門に対し具体的かつ詳細な「チェック項目」を設定し、厳正な内部監査を実施しております。内部監査員は、経営トップが指名し所定の研修を受け専門性と厳格な監査を行うための独立性、権限を確保しております。

(令和7年度の監査、マネジメントレビュー会議の結果)

- ・ ①経営トップ②安全統括管理者③貸切運行部門について監査報告の結果、安全性に直ちに影響を及ぼすような重大な不具合はありませんでした。
- ・ 課題等として以下の項目が提起されましたので、新年度以降改善に鋭意取り組んでいく考えであります。

安全運行に対する経営者の関与、指示、指導等については、前年度からさらに改善効果が認められる。年2回の安全講習会は、参加型を導入しており効果が認められる。

令和4年度から「訓練運行指導者制度」を制定し、経験の浅い貸切選任運転士に対して、道内の難所経路を主体とした訓練運行を毎年度継続的に実施していることは、事故防止の効果が大きいと判断している。今後も、継続的な実施が不可欠である。

なお、小規模な会社であり、運行管理部門の人材も限られており、当面は、社長によるトップダウン主体、管理、指導強化により安全性を維持していくことが不可欠である。

《 努力課題の詳細 》

- ①運転士全般に「通院中」「要再検査」の割合が高く、抜本的な健康対策、定期健康診断後の事後管理の強化に取り組む。
- ②令和6年度から貸切バス点呼の録画・録音が義務化されており、これを機会に「点呼の実効性向上」に取り組む。
- ③タイヤ保守管理の態勢強化（「旅客バスタイヤの保守基準」に基づき、日常点検の徹底、製造年数、残り溝や劣化の管理、脱輪防止のため増し締め徹底、記録保存等）。
- ④貸切バス運行時、乗客のシートベルト着用を目視確認について、国の指導監督指針にて義務化されている。徹底すること。
- ⑤「路線バス・貸切バス運休判断基準（令和4年12月制定）」により、猛吹雪など悪天候時の運休判断基準が具体化されている。この内容について運行管理部門がより理解を深め、迅速な決断と周知対応、事後対応等が迅速に出来るよう態勢強化が必要である。
- ⑥ドライブレコーダーデータによる指導で「市街地・高速道路・隘路・山道」等道路状況に応じた詳細な指導を令和8年度も引き続き強化する。
- ⑦心疾患、大血管疾患ガイドラインについて、地域的に難しい面があるが、近隣医療機関での確保について令和8年度中も継続して行動する。なお、脳血管疾患対策（脳MRI健診の受診）、睡眠時無呼吸症候群（SAS健診の受診）、視野障害対策（スクリーニング検査の受診）は対応済

み。

- ⑧バス運転者の改善基準告示への継続的な対応を徹底する。令和6年度から管理帳票（Excel）で実施しており、時間等管理態勢は構築されている。
- ⑨「指導・監督マニュアルの改正（令和5年1月6日）への対応徹底
 - ・坂道での適切な運転操作・・・長い下り坂におけるエンジンプレーキ、排気ブレーキの活用指導
 - ・危険箇所の情報を踏まえた運転指導・・・「交通事故発生マップ」等の活用、貸切乗務前点呼での指導徹底
 - ・乗客のシートベルト着用の目視確認徹底（貸切バス）
 - ・非常口、非常ボタンの使い方の乗客への周知徹底（案内掲示・リーフレット備付）
- ⑩「貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正 施行：令和6年4月1日）」対応徹底
 - ・輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等
 - ・録音・録画による点呼記録の保存の義務付け
 - ・アルコールチェック検知器使用時の写真撮影の義務付け
 - ・デジタル式運行記録計の使用の義務付け
 - ・安全取組みの公表内容の拡充
- ⑪毎月実施の幹部会議において、安全対策の強化、経営諸課題の提起と改善に継続して取り組みし、事後管理、遂行状況について随時確認を行う。
- ⑫「車両火災等緊急時統一マニュアル」及び車両火災防止対応策について、全運転士に講習会を実施、継続した周知を図る。運行管理部門では、日々の点呼時等で、異臭、エンジン音の異音、高熱箇所、警告灯、燃料・オイルの漏れ、排気ガスの異常等、車両火災に係る異常がないか確認を強化する。
- ⑬適性診断、適齢診断の結果に基づく、各運転士の課題点について経営トップが個別指導を実施、安全性に対する意識強化を図る。

（令和7年度に前年の内部監査結果を受けて改善に取り組んだ事項）

- ・前年度に引き続きであるが、タイヤ保守管理の徹底として、地元販売業者との連携により「一般社団法人日本自動車タイヤ協会」の基準に基づき、交換が必要なタイヤの選定、交換、ホイール・ボルト等の損傷確認と交換について従来より厳格な対応と記録保存をさらに徹底した。コストは増加したが、安全性確保にはかえられない。
- ・「バス運転者の改善基準告示（令和6年4月改正）」について、まだまだ運転士の理解不足が見られることから、安全講習会、通達文書配布、面談指導等で指導を行った。これは継続的に実施が必要であると現状認識している。運行管理者の意識と理強化も課題である。

8. 令和8年度 輸送の安全に関する目標

(1) 人身事故	目標	0件
(2) 物損事故(有責)	目標	0件
(3) 自損事故	目標	0件
(4) 車両故障等運行不能事故	目標	0件
(5) アルコールチェックによる検知	目標	0件

(6) 項目別

- ① 運転記録証明の毎年度取得による安全運転啓発・・・数年後に、優秀安全運転事業所「プラチナ賞」3回目の獲得を目標とする。
- ② 法令基準以上の当社基準による適性診断等の実施とその判定に基づく指導、教育の実施
- ③ 安全講習会の実施(年2回 5月、12月 全運転士参加)・・・グループ分け参加型講習
- ④ ドライブレコーダーを活用した講習会の開催(四半期毎 全運転士)、個別指導の実施
- ⑤ デジタルタコグラフの内容分析と指導基準に基づく個別指導の強化(貸切選任運転士)
- ⑥ 「危険認識度チェック」の全運転士実施と結果に基づく個別指導の実施
- ⑦ 全運転士健康診断の実施(貸切選任運転士は年2回)と、事後の健康管理の強化(必要に応じて個別アドバイスの実施)
- ⑧ 自動車運送事業者における「心臓疾患・大血管対策ガイドライン」に対応するため、当該地域の医療機関において、定期健康診断の結果等で医師から必要なスクリーニング検査を推奨していただける先の確保に向けて行動する。
- ⑨ メンタルヘルス対策の実施(当面は自社対応)
- ⑩ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査の実施(全運転士)
- ⑪ 脳血管疾患検査(頭部MRI)の実施(2年サイクルで全運転士実施)
- ⑫ 視野障害対策として眼科検診(視力、眼底、眼圧検査)の受診(2年サイクルで全運転士実施)
- ⑬ 運行業務中の無違反厳守
- ⑭ 貸切バス運行時、乗客のシートベルト着用案内と目視確認の徹底
- ⑮ バス乗降時の乗客の安全確認の徹底と車内事故防止対策徹底
- ⑯ ヒヤリハット情報の収集、分析と指導
- ⑰ 訓練運行指導者制度による訓練運行の実施及び経営幹部・メンバーによる年1回(3月)の安全運行改善検討会の実施
- ⑱ 「バス運転者の改善基準告示改正(2024年度～)」に対する拘束時間、運転時間等管理強化による過労運転防止の取組み
- ⑲ タイヤ保守管理の徹底、脱輪防止(日常点検の徹底、適正な交換頻度の厳守、交換後の増し締め徹底)。
- ⑳ 「車両火災等緊急時統一マニュアル」及び車両火災防止対応策に係る講習会の実施

9. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

「士別軌道株式会社 緊急連絡網」(別紙により公表しております)

令和7年度事故一覧

No	発生日	路線	貸切	委託	重大事故 (24時間 以内報告)	重大事故 (30日以内報告)	人身	物損	自損	車内事故	車両故障	自責	他責	運輸支局報告 要・不要	運輸支局報告	警察報告	事故概要	過失割合
1	7.5.28		○					○				○		不要	/	○	・施設出口を出る際に、標識2本に接触し破損させた。	当社の過失10割
2	7.9.10		○					○				○		不要	/	○	・施設駐車場にバックで入る際、街灯に接触し破損させた。	当社の過失10割
3	7.10.28	○						○					○	不要	/	○	・道道を走行中、T字路からバス進行をまったく確認しない乗用車がバス左後方部へ衝突。当社運転士の過失はないが保険会社対応。	当社の過失1割
4	7.10.29	○							○			○		不要	/	/	・バス停に停車する際に、バス待合所ボックスの上部に接触、バスのミラーを損傷。待合所ボックスには損傷なし。	自損事故
5	8.1.14		○			○					○			要	○	/	・貸切運行開始前に、オルタネーターの故障によりエンジン停止、代替車対応。	車両故障
6	8.1.14		○						○			○		不要	/	/	・施設から出る際に、雪山で狭くなった駐車場出口から無理に通過したため、トランク部分を損傷。	自損事故
7	8.1.18	○						○				○		不要	/	○	・施設入口通路が積雪で狭くなったところを無理に通過したため、通路に停車していた乗用車に接触、損傷を与えた。	当社の過失10割
8	8.1.22	/	/	/					○			○		不要	/	/	・当社構内で乗合車がバックする際、別の乗合車に接触。2台とも軽度の損傷。	自損事故
9	8.1.22	/	/	/					○			○		不要	/	/	・当社構内で乗合車がバックする際、別の乗合車に接触。2台とも軽度の損傷。	自損事故
10	8.2.7	○				○					○			要	○	/	・道道を走行中、圧縮空気が溜まらなくなり、走行不能となり、代替車対応。	車両故障

※自動車事故報告規則により、旅客自動車運送事業者において「自動車事故報告書の提出が30日以内に必要重大事故」15項目の中に、⑪自動車の装置の故障により自動車の運行ができなくなったもの、とあり表のNo5と10が該当し、運輸支局長を通して国土交通大臣に報告書を提出。さらに、死傷事故、酒気帯び等運転、車両の転覆・火災等社会的影響が大きいものは「事故の速報」に該当し、事故の発生から24時間以内に出来る限り速やかに国土交通大臣へ報告と定められております。

※上記10件の事故では、乗客の皆さま、乗員にけがは一切ございません。

経験の浅い貸切バス選任運転士に対する訓練運行実績(令和7年度は対象者がなく実績なし)

実施日	車種	訓練・研修等内容	指導運転士	指導対象運転士	行程等	目的
R3.8.11	大型	初任貸切運転士「バック駐車研修」	C	4名	構内、駐車場	・安全確実なバック走行技術習得
R3.8.16	大型	〃	〃	1名		
R3.9.18～19	大型	初任貸切運転士訓練運行	〃	3名	・高速道路研修～士別剣淵、札幌、豊浦、大沼公園、黒松内、余市、銭函、江別、深川各IC経由 ・函館市内研修～函館空港、トラピスチヌ修道院、五稜郭公園、函館朝市駐車場、明治館、元町観光駐車場、函館ロープウェイ ・函館山研修～各自1往復運転	・修学旅行行程訓練 ・難所として函館山の走行訓練
R3.9.25～26	大型	〃	〃	2名	・行程変更研修～士別剣淵、上川、北見峠、遠軽、紋別、興部、士別剣淵	・突発的な行程変更対応 ・交差点右左折時一時停止と最徐行、駐車帯でのサイドブレーキ、輪止め、運転操作、安全確認
R3.10.31	中型	〃	〃	1名		
R3.11.20	中型	〃	B	1名		
R4.1.15	中型	〃	〃	1名		
R4.12.13～14	中型	〃	D	1名	・難所経路研修～士別剣淵、北広島、定山溪、朝里峠、小樽、天狗山、札幌市内、大倉山、藻岩山、新札幌、士別剣淵	・札幌、小樽等観光施設のルート確認 ・朝里峠では長い下り勾配にてのエンジンブレーキ等の活用訓練
R5.3.28～29	中型	〃	C	1名		
R5.4.26～27	大型	〃	D	1名		
R5.4.30～5.1	大型	〃	A	1名	・行程変更研修～士別剣淵、三國峠、帯広周辺観光地、釧路空港、阿寒、摩周湖、硫黄山、屈斜路湖、美幌峠、石北峠、於鬼頭峠、士別剣淵	・道東方面の観光地のルート確認 ・峠道の長い勾配、カーブでのエンジンブレーキの活用訓練
R6.4.22～23	大型	〃	A	2名		
R6.4.25～26	大型	〃	D	1名	・行程変更研修～士別剣淵、三國峠、帯広周辺観光地、釧路空港、阿寒、摩周湖、硫黄山、屈斜路湖、美幌峠、石北峠、於鬼頭峠、士別剣淵	

令和4・5・6・7年度 初任運転士訓練運行実績(乗合バス) 7年度実施は黄色

R4.4.20～28	大・中型	初任運転者訓練運行(乗合)	A	1名	・市内外回り、中多寄線、温根別線、川南大和線、温根別北線、朝日線	・乗合路線の経路、峠道走行訓練
R5.6.1～8	中・小型	〃	E	1名	・温根別北線、中多寄線、川南大和線	
R5.7.26～8.2	大・中・小型	〃	D	1名	・市内外回り線、中多寄線、川南大和線、温根別線、朝日線	
R6.6.24～7.4	大・中・小型	〃	C	1名	・市内外回り線、中多寄線、川南大和線、温根別線、朝日線他	
R7.11.4～11.13	大・中・小型	〃	C・F・A	1名	・市内外回り線、中多寄線、川南大和線、温根別線、朝日線他	

令和4・5・6・7年度 初任運転士訓練運行実績(貸切バス) 7年度実施は黄色

R4.4.26～5.3	大・中型	初任運転者訓練運行(貸切)	A	1名	・士別～函館方面～士別 士別～富良野方面～士別	・安全基本動作の指導 ・高速道路、坂道、市街地走行訓練
R5.10.23～10.26	大型	〃	A	1名	・士別～紋別方面～士別 士別～千歳～函館～小樽～士別	
R5.11.1～11.29	大型	〃	D	1名	・士別～稚内方面～士別 士別～千歳～函館～北広島～士別	
R7.12.23～12.25	大型	〃	G	1名	・士別～小樽～函館～洞爺湖～苦小牧～札幌～千歳～士別	
R8.1.6～1.13	大型	〃	C	1名	・士別～千歳～士別 士別～稚内～士別 士別～旭川～士別	
R8.1.6～1.14	大型	〃	A	1名	・士別～稚内～士別 士別～千歳～士別 士別～旭川～士別	

※指導運転士の指導歴 ・C(R2年度から初任・訓練運行で12回、乗合・貸切バス運転歴29年) ・A(R4年度から初任・訓練運行で5回、乗合・貸切バス運転歴33年) ・D(R4年度から初任・訓練運行で4回、乗合・貸切バス運転歴23年)

・E(令和5年度初任訓練運行を開始。乗合・貸切バス運転歴16年、営業課長、運行管理者) ・G(R7年度初任訓練運行指導を開始。H22年度から乗合、貸切選任。令和1年5月に士別市車両管理に異動。令和5年10月に再度、貸切選任)。

・F(令和7年度初任訓練運行を開始。平成3年2月から乗合、貸切選任、運転歴35年、重大事故発生なし)。

※訓練運行指導者制度(R4.3.28制定) R7年度 ・主任訓練運行指導者 E ・訓練運行指導者(運転士) A・C・D・E・F・G